



愛媛県報

発行 愛媛県

令和8年3月27日金曜日 第697号外2

◇ 目 次 ◇ 規 則

- 愛媛県行政手続条例施行規則の一部を改正する規則…………… (行政経営課) …… 1
- 愛媛県障害者雇用促進のための県税の特別措置に関する条例施行規則の一部を改正する規則…………… (税務課) …… 2
- 愛媛県官民共創拠点管理規則 (制定) ……………… (総合政策課官民共創推進室) …… 2
- 知事等に係る手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則…………… (スマート行政推進課) …… 3
- 愛媛県県営住宅管理条例施行規則の一部を改正する規則…………… (建築住宅課) …… 4

人事委員会規則

- 愛媛県退職手当条例の規定に基づく意見の聴取の手続に関する規則の一部を改正する規則…………… (人事委員会事務局) …… 6
- 愛媛県職員退職手当条例第18条第3項の規定による意見陳述の機会に関する規則の一部を改正する規則…………… () …… 7
- 教育職員の特殊勤務手当等の支給等に関する規則の一部を改正する規則…………… () ……10
- 職員団体の登録の効力停止及び取消し並びに職員団体の規約の認証の取消しに係る聴聞に関する規則の一部を改正する規則… () ……10

規 則

○愛媛県規則第8号

愛媛県行政手続条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和8年3月27日

愛媛県知事 中村時広

愛媛県行政手続条例施行規則の一部を改正する規則

愛媛県行政手続条例施行規則（平成8年愛媛県規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">（不利益処分をしようとする場合の手続を要しない処分）</p> <p>第1条 愛媛県行政手続条例（平成7年愛媛県条例第48号。以下「<u>条例</u>」という。）第13条第2項第5号の規則で定める処分は、次に掲げる処分とする。</p> <p>(1) 条例等（<u>条例</u> 第2条第2号に規定する条例等をいう。以下同じ。）の規定により行政庁が交付する書類であって交付を受けた者の資格又は地位を証明するもの（以下この号において「<u>証明書類</u>」という。）について、条例等の規定に従い、既に交付した証明書類の記載事項の訂正（追加を含む。以下この号において同じ。）をするためにその提出を命ずる処分及び訂正に代えて新たな証明書類の交付をする場合に既に交付した証明書類の返納を命ずる処分</p> <p>(2) 省略</p> <p><u>（公示事項を不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く方法）</u></p> <p>第2条 条例第15条第4項（<u>条例第22条第3項及び第29条において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。</u>）に規定する規則で定める方法は、行政庁の使用に係る電子計算機（<u>入出力装置を含む。以下同じ。</u>）と公示事項（<u>条例第15条第4項に規定する公示事項をいう。以下同じ。</u>）の閲覧をする者の使用に係る電子計算機（<u>行政庁の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続</u></p>	<p style="text-align: center;">（不利益処分をしようとする場合の手続を要しない処分）</p> <p>第1条 愛媛県行政手続条例（平成7年愛媛県条例第48号 _____）第13条第2項第5号の規則で定める処分は、次に掲げる処分とする。</p> <p>(1) 条例等（<u>愛媛県行政手続条例第2条第2号に規定する条例等をいう。以下同じ。</u>）の規定により行政庁が交付する書類であって交付を受けた者の資格又は地位を証明するもの（以下この号において「<u>証明書類</u>」という。）について、条例等の規定に従い、既に交付した証明書類の記載事項の訂正（追加を含む。以下この号において同じ。）をするためにその提出を命ずる処分及び訂正に代えて新たな証明書類の交付をする場合に既に交付した証明書類の返納を命ずる処分</p> <p>(2) 省略</p>

でき、正常に通信できる機能を備えたものに限る。)とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 行政庁の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された公示事項を当該公示事項の閲覧をする者の使用に係る電子計算機の映像面に表示するもの

(2) インターネットに接続された自動公衆送信装置(著作権法(昭和45年法律第48号)第2条第1項第9号の5イに規定する自動公衆送信装置をいう。)を使用するもの

(職員以外に聴聞を主宰することができる者)

第3条 条例 第19条第1項の規則で定める者は、条例等に基づき審議会その他の合議制の機関の答申を受けて行うこととされている処分に係る聴聞にあっては、当該合議制の機関の構成員とする。

(職員以外に聴聞を主宰することができる者)

第2条 愛媛県行政手続条例第19条第1項の規則で定める者は、条例等に基づき審議会その他の合議制の機関の答申を受けて行うこととされている処分に係る聴聞にあっては、当該合議制の機関の構成員とする。

附 則

この規則は、令和8年5月21日から施行する。

○愛媛県規則第9号

愛媛県障害者雇用促進のための県税の特別措置に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和8年3月27日

愛媛県知事 中村時広

愛媛県障害者雇用促進のための県税の特別措置に関する条例施行規則の一部を改正する規則

愛媛県障害者雇用促進のための県税の特別措置に関する条例施行規則(平成19年愛媛県規則第18号)の一部を次のように改正する。次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(事業税の不均一課税の対象となる法人又は個人)</p> <p>第4条 条例第3条第1項の知事が定める法人は、常時雇用する労働者の数が次条第1項第1号に規定する適用対象事業年度終了の日現在において<u>37.5人</u>未満であって、同日において雇用保険法第5条第1項の適用事業の事業主である法人とする。</p> <p>2 条例第3条第2項の知事が定める個人は、常時雇用する労働者の数が次条第1項第1号に規定する適用対象年の末日(年の中途において個人の行う事業を廃止した場合には、当該事業の廃止の日。以下同じ。)現在において<u>37.5人</u>未満であって、同日において雇用保険法第5条第1項の適用事業の事業主である個人とする。</p>	<p>(事業税の不均一課税の対象となる法人又は個人)</p> <p>第4条 条例第3条第1項の知事が定める法人は、常時雇用する労働者の数が次条第1項第1号に規定する適用対象事業年度終了の日現在において<u>40人</u>未満であって、同日において雇用保険法第5条第1項の適用事業の事業主である法人とする。</p> <p>2 条例第3条第2項の知事が定める個人は、常時雇用する労働者の数が次条第1項第1号に規定する適用対象年の末日(年の中途において個人の行う事業を廃止した場合には、当該事業の廃止の日。以下同じ。)現在において<u>40人</u>未満であって、同日において雇用保険法第5条第1項の適用事業の事業主である個人とする。</p>

附 則

この規則は、令和8年7月1日から施行する。ただし、第4条第2項の改正規定は、令和9年1月1日から施行する。

○愛媛県規則第10号

愛媛県官民共創拠点管理規則を次のように定める。

令和8年3月27日

愛媛県知事 中村時広

愛媛県官民共創拠点管理規則

(趣旨)

第1条 この規則は、愛媛県官民共創拠点(以下「拠点」という。)の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(業務)

第2条 拠点は、次に掲げる業務を行う。

(1) 多様な主体による地域課題の解決及び新たな価値の創出を図るために必要な施設等の提供に関すること。

(2) その他必要な業務

(利用時間)

第3条 拠点の利用時間は、午前10時から午後9時まで（土曜日にあつては、午後1時から午後6時まで）とする。

2 前項の規定にかかわらず、知事は、特に必要があると認めるときは、同項の利用時間を変更することができる。

(休館日)

第4条 拠点の休館日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 1月1日から3日まで及び12月29日から31日までの日（前号に掲げる日を除く。）

2 前項の規定にかかわらず、知事は、特に必要があると認めるときは、臨時に休館し、又は休館日に拠点を利用させることがある。

(利用の制限等)

第5条 知事は、拠点を利用する者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その利用を制限し、又は退去を命ずることがある。

拠点の管理運営上やむを得ない理由があるときも、同様とする。

(1) 拠点の秩序を乱し、又は乱すおそれがあるとき。

(2) 拠点の施設等を滅失し、若しくは損傷し、又は滅失し、若しくは損傷するおそれがあるとき。

(3) 職員の指示に従わないとき。

(利用の許可)

第6条 拠点の施設等を利用しようとする者は、知事の許可を得なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 知事は、前項の許可をする場合において、拠点の管理運営上又は公益上必要があると認めるときは、その許可に条件を付することができる。

(許可の基準)

第7条 知事は、拠点の施設等を利用しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前条第1項の許可をしないものとする。拠点の管理運営上やむを得ない理由があるときも、同様とする。

(1) 拠点の秩序を乱すおそれがあるとき。

(2) 拠点の施設等を滅失し、又は損傷するおそれがあるとき。

(許可の取消し等)

第8条 知事は、第6条第1項の許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その許可を取り消し、又は利用を制限し、若しくは停止することができる。拠点の管理運営上やむを得ない理由があるときも、同様とする。

(1) この規則に違反し、又は職員の指示に従わないとき。

(2) 偽りその他不正な手段により第6条第1項の許可を受けたとき。

(3) 風俗を乱すおそれがあるとき。

(4) 第6条第2項の規定により付された条件に違反したとき。

(損害賠償等)

第9条 自己の責めに帰すべき理由により拠点の施設等を滅失し、又は損傷した者は、原状回復をし、又はそれによって生じた損害を賠償しなければならない。

(補則)

第10条 この規則に定めるもののほか、拠点の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

○愛媛県規則第11号

知事等に係る手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和8年3月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

知事等に係る手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則

知事等に係る手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成17年愛媛県規則第26号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
第7条 省略 <u>(情報通信技術利用条例第8条の規則等で定める書面等及び措置)</u>	第7条 省略

第8条 情報通信技術利用条例第8条の規則等で定める書面等は、次の表の左欄に掲げるとおりとし、同条の規則等で定める措置は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

書面等	措 置
商業登記法第10条第1項(他の法令において準用する場合を含む。)に規定する登記事項証明書	電子情報処理組織を使用する方法その他の方法により行う、次のいずれかに掲げる事項の知事等への提供 (1) 商号又は名称及び本店又は主たる事務所の所在地 (2) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第16項に規定する法人番号 (3) 商業登記法第7条(他の法令において準用する場合を含む。)に規定する会社法人等番号

第9条 省略

第8条 省略

附 則

この規則は、愛媛県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例(令和8年愛媛県条例第7号)の施行の日から施行する。

○愛媛県規則第12号

愛媛県営住宅管理条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和8年3月27日

愛媛県知事 中村時広

愛媛県営住宅管理条例施行規則の一部を改正する規則

愛媛県営住宅管理条例施行規則(昭和35年愛媛県規則第19号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(請書の様式)</p> <p>第4条 条例第8条第1項第1号に規定する請書(以下「請書」という。)は、別記第3号様式によらなければならない。</p> <p>2 請書には、緊急時における連絡先(以下「緊急連絡先」という。)を記載しなければならない。ただし、知事がやむを得ないと認めるときは、この限りでない。</p> <p>(緊急連絡先の変更の手続)</p> <p>第6条 請書を提出した者は、当該請書に記載した緊急連絡先に関する事項に変更があつたときは、別記第4号様式による緊急連絡先請書記載事項変更届出書を知事に提出しなければならない。</p> <p>(準用)</p> <p>第12条の5 第2条から第4条まで、第6条、第9条から第11条ま</p>	<p>(請書の様式)</p> <p>第4条 条例第8条第1項第1号に規定する請書_____は、別記第3号様式によらなければならない。</p> <p>(連帯保証人の変更等の手続)</p> <p>第6条 条例第8条第1項第1号に規定する請書(連帯保証人が連署したものに限る。以下「請書」という。)を提出した者は、次の各号のいずれかに該当するときは、改めて請書を知事に提出しなければならない。</p> <p>(1) 連帯保証人が弁済をする資力を欠いたとき。</p> <p>(2) 連帯保証人が後見開始若しくは保佐開始の審判又は破産手続開始の決定を受けたとき。</p> <p>(3) 連帯保証人が死亡したとき。</p> <p>(4) 連帯保証人を変更しようとするとき。</p> <p>2 _____ 請書を提出した者は、当該請書に記載した連帯保証人に関する事項に変更があつたときは、別記第4号様式による連帯保証人請書記載事項変更届出書を知事に提出しなければならない。</p> <p>(準用)</p> <p>第12条の5 第2条から第4条まで、第6条、第9条から第11条ま</p>

で、第11条の2（第2項第1号を除く。）及び第12条の規定は、特定公共賃貸住宅の管理について準用する。この場合において、第2条中「条例第6条」とあるのは「条例第23条の16において準用する条例第6条」と、第3条第1項中「条例第7条第2項」とあるのは「条例第23条の13第1項」と、第4条第1項中「条例第8条第1項第1号」とあるのは「条例第23条の16において準用する条例第8条第1項第1号」と、第9条中「条例第10条」とあるのは「条例第23条の16において準用する条例第10条」と、第11条第1項中「条例第17条第5項ただし書」とあるのは「条例第23条の16において準用する条例第17条第5項ただし書」と、第11条の2第1項中「条例第17条第6項」とあるのは「条例第23条の16において準用する条例第17条第6項」と、同条第2項中「条例第17条第7項」とあるのは「条例第23条の16において準用する条例第17条第7項」と、同条第3項中「条例第17条第8項」とあるのは「条例第23条の16において準用する条例第17条第8項」と、同条第4項中「条例第17条第9項」とあるのは「条例第23条の16において準用する条例第17条第9項」と、同条第5項中「条例第8条」とあるのは「条例第23条の16において準用する条例第8条」と、「第3条第2項」とあるのは「第12条の5において準用する第3条第2項」と、「条例第17条第8項」とあるのは「条例第23条の16において準用する条例第17条第8項」と、第12条中「条例第22条」とあるのは「条例第23条の16において準用する条例第22条」と読み替えるものとする。

第3号様式（第4条関係） 愛媛県営住宅使用請書
（表）

省略

省略

万一使用者が家賃を滞納した場合は、緊急連絡先の欄に記載されている者に家賃の滞納の事実を告げられても異議ありません。

緊急連絡先	ふりがな	
	氏名	
	住所	〒
	生年月日	
	電話番号	
	使用者との関係	

備考1 県営住宅の管理上、緊急の必要があると認めるときは、緊急連絡先の欄に記載されている者に連絡し、使用者に関する情報の提供を求められます。

で、第11条の2（第2項第1号を除く。）及び第12条の規定は、特定公共賃貸住宅の管理について準用する。この場合において、第2条中「条例第6条」とあるのは「条例第23条の16において準用する条例第6条」と、第3条第1項中「条例第7条第2項」とあるのは「条例第23条の13第1項」と、第4条及び第6条第1項中「条例第8条第1項第1号」とあるのは「条例第23条の16において準用する条例第8条第1項第1号」と、第9条中「条例第10条」とあるのは「条例第23条の16において準用する条例第10条」と、第11条第1項中「条例第17条第5項ただし書」とあるのは「条例第23条の16において準用する条例第17条第5項ただし書」と、第11条の2第1項中「条例第17条第6項」とあるのは「条例第23条の16において準用する条例第17条第6項」と、同条第2項中「条例第17条第7項」とあるのは「条例第23条の16において準用する条例第17条第7項」と、同条第3項中「条例第17条第8項」とあるのは「条例第23条の16において準用する条例第17条第8項」と、同条第4項中「条例第17条第9項」とあるのは「条例第23条の16において準用する条例第17条第9項」と、同条第5項中「条例第8条」とあるのは「条例第23条の16において準用する条例第8条」と、「第3条第2項」とあるのは「第12条の5において準用する第3条第2項」と、「条例第17条第8項」とあるのは「条例第23条の16において準用する条例第17条第8項」と、第12条中「条例第22条」とあるのは「条例第23条の16において準用する条例第22条」と読み替えるものとする。

第3号様式（第4条関係） 愛媛県営住宅使用請書
（表）

省略

住所 〒

ふりがな

氏名 ㊟

連帯保証人 生年月日 年 月 日 使用者との関係

電話番号

職業 勤務事業所名

省略

連帯保証人は、使用者と連帯して家賃その他の下記県営住宅の使用に係る債務を負担し、万一使用者が当該債務を履行しない場合は、直ちに使用者に代わり履行します。

2 使用者が家賃を滞納した場合には、緊急連絡先の欄に記載されている者を經由して家賃を請求することがあります。ただし、緊急連絡先の欄に記載されている者に対して家賃を請求することはありません。

省略

家賃 1月 円_____

注 緊急連絡先の欄の記載を要しない場合は、不要の文字を抹消すること。

(裏) 省略

第4号様式(第6条関係) 緊急連絡先請書記載事項変更届出書

緊急連絡先請書記載事項変更届出書		
省略		
変更があつた事項	変更前	
	変更後	
省略		

注 省略

省略

家賃 1月 円(入居時)
連帯保証に係る極度額 円(入居時の家賃18月分)

注 連帯保証人_____を要しない場合は、不要の文字を抹消すること。

(裏) 省略

第4号様式(第6条関係) 連帯保証人請書記載事項変更届出書

連帯保証人請書記載事項変更届出書		
省略		
変更があつた連帯保証人の氏名		
変更があつた事項	変更前	
	変更後	
省略		

注 省略

附 則

- この規則は、令和8年4月1日から施行する。
- この規則の施行の日前に愛媛県県営住宅管理条例の一部を改正する条例(令和8年愛媛県条例第13号)による改正前の愛媛県県営住宅管理条例(昭和35年愛媛県条例第15号)第8条第1項第1号に規定する請書(連帯保証人が連署したものに限る。)を提出した者については、改正前の愛媛県県営住宅管理条例施行規則第6条(同規則第12条の5において準用する場合を含む。)及び別記第4号様式の規定は、同日以後も、なおその効力を有する。この場合において、同規則第6条第1項中「条例」とあるのは「愛媛県県営住宅管理条例の一部を改正する条例(令和8年愛媛県条例第13号)による改正前の愛媛県県営住宅管理条例」と、「請書(連帯保証人が連署したものに限る。以下「請書」という。)」とあるのは「請書(以下「旧請書」という。)」と、「請書を」とあるのは「愛媛県県営住宅管理条例施行規則の一部を改正する規則(令和8年愛媛県規則第12号)による改正後の愛媛県県営住宅管理条例施行規則別記第3号様式による愛媛県県営住宅使用請書を」と、同条第2項中「請書を」とあるのは「旧請書を」と、「請書に」とあるのは「旧請書に」と、「別記第4号様式」とあるのは「愛媛県県営住宅管理条例施行規則の一部を改正する規則による改正前の愛媛県県営住宅管理条例施行規則別記第4号様式」とする。

人事委員会規則

○愛媛県人事委員会規則7-1305

愛媛県職員退職手当条例の規定に基づく意見の聴取の手續に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和8年3月27日

愛媛県人事委員会委員長 安藤 潔

愛媛県職員退職手当条例の規定に基づく意見の聴取の手續に関する規則の一部を改正する規則

愛媛県職員退職手当条例の規定に基づく意見の聴取の手續に関する規則(愛媛県人事委員会規則7-1073)の一部を次のように改正する。次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(定義) 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 省略	(定義) 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 省略

(2) 当事者 準用行政手続条例第15条第1項の規定による通知を受けた者（同条第4項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。）をいう。

(3)・(4) 省略

(2) 当事者 準用行政手続条例第15条第1項の規定による通知を受けた者（同条第3項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。）をいう。

(3)・(4) 省略

附 則

この規則は、令和8年5月21日から施行する。

○愛媛県人事委員会規則7-1306

愛媛県職員退職手当条例第18条第3項の規定による意見陳述の機会に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和8年3月27日

愛媛県人事委員会委員長 安 藤 潔

愛媛県職員退職手当条例第18条第3項の規定による意見陳述の機会に関する規則の一部を改正する規則

愛媛県職員退職手当条例第18条第3項の規定による意見陳述の機会に関する規則（愛媛県人事委員会規則7-1074）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(意見陳述の機会の通知の方式)</p> <p>第3条 省略</p> <p>2 委員会は、当事者の所在が判明しない場合においては、前項の規定による通知を、<u>公示の方法</u></p> <p>_____</p> <p>_____によって行うことができる。</p> <p>3 <u>前項の公示の方法による通知は、当該当事者の氏名、第1項第3号及び第4号に掲げる事項並びに委員会が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでも当該当事者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を愛媛県行政手続条例施行規則（平成8年愛媛県規則第9号）第2条に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を愛媛県庁の掲示場に掲示し、又は公示事項を愛媛県庁に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から2週間を経過したときに、当該通知が当該当事者に到達したものとみなす。</u></p> <p>(意見陳述の機会の期日等の変更)</p> <p>第4条 委員会は、前条第1項の規定による通知を受けた当事者（同条第3項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。）の申出により意見陳述の機会の期日を、職権により意見陳述の機会の期日及び場所を変更することができる。</p> <p>(続行期日の指定)</p> <p>第16条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 第3条第2項及び第3項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第2項中「当事者」とあるのは「当事者又は参加人」と、<u>同条第3項中「当該当事者」とあるのは「当該当事者又は参加人」と、「とき」とあるのは</u></p>	<p>(意見陳述の機会の通知の方式)</p> <p>第3条 省略</p> <p>2 委員会は、当事者の所在が判明しない場合においては、前項の規定による通知を、<u>当該当事者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに委員会が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでも当該当事者に交付する旨を愛媛県庁の掲示場に掲示することによって行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から2週間を経過したときに、当該通知が当該当事者に到達したものとみなす。</u></p> <p>(意見陳述の機会の期日等の変更)</p> <p>第4条 委員会は、前条第1項の規定による通知を受けた当事者（同条第2項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。）の申出により意見陳述の機会の期日を、職権により意見陳述の機会の期日及び場所を変更することができる。</p> <p>(続行期日の指定)</p> <p>第16条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 第3条第2項_____の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第2項中「当事者」とあるのは「当事者又は参加人」と、<u>「掲示を始めた日から2週間を経過した_____とき」とあるのは</u></p>

「_____とき（同一の当事者又は参加人に対する2回目以降の通知にあつては、当該措置を開始した日の翌日）」と読み替えるものとする。

様式第1号（第4条関係） 意見陳述期日変更申出書

省略	
申出者	住所 （法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地） 氏名 （法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名）
省略	—

注 省略

様式第2号（第5条関係） 代理人資格証明書

省略	
当事者又は参加人	住所 （法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地） 氏名 （法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名）
省略	—
省略	

注 省略

様式第3号（第5条関係） 代理人資格喪失届出書

省略	
当事者又は参加人	住所 （法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地） 氏名 （法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名）
省略	—

注 省略

様式第4号（第6条関係） 意見陳述参加許可申請書

省略	
申請者	住所 （法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地） 氏名 （法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名）
省略	—
省略	

注 省略

様式第5号（第11条関係） 補佐人出頭許可申請書

省略

「掲示を始めた日から2週間を経過したとき（同一の当事者又は参加人に対する2回目以降の通知にあつては、掲示を始めた_____日の翌日）」と読み替えるものとする。

様式第1号（第4条関係） 意見陳述期日変更申出書

省略	
申出者	住所 （法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地） 氏名 （法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名）
省略	— 

注1 省略

2 申出者が個人の場合にあつては、記名押印に代えて署名することができる。

様式第2号（第5条関係） 代理人資格証明書

省略	
当事者又は参加人	住所 （法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地） 氏名 （法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名）
省略	— 
省略	

注1 省略

2 当事者又は参加人が個人の場合にあつては、記名押印に代えて署名することができる。

様式第3号（第5条関係） 代理人資格喪失届出書

省略	
当事者又は参加人	住所 （法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地） 氏名 （法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名）
省略	— 

注1 省略

2 当事者又は参加人が個人の場合にあつては、記名押印に代えて署名することができる。

様式第4号（第6条関係） 意見陳述参加許可申請書

省略	
申請者	住所 （法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地） 氏名 （法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名）
省略	— 
省略	

注1 省略

2 申請者が個人の場合にあつては、記名押印に代えて署名することができる。

様式第5号（第11条関係） 補佐人出頭許可申請書

省略

<p>申請者 住所 (法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地)</p> <p>申請者 氏名 (法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名) _____</p> <p>省略</p> <p>注 _____ 省略</p>	<p>申請者 住所 (法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地)</p> <p>申請者 氏名 (法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名) _____ 印</p> <p>省略</p> <p>注1 省略</p> <p>2 申請者が個人の場合にあつては、記名押印に代えて署名することができる。</p>
---	--

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和8年5月21日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の愛媛県職員退職手当条例第18条第3項の規定による意見陳述の機会に関する規則第3条第2項及び第3項（これらの規定を同規則第16条第3項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定は、この規則の施行の日以後にする通知について適用し、同日前にした通知については、なお従前の例による。

(愛媛県人事委員会規則における押印及び署名を不要とするための手続の特例に関する規則の廃止)

3 愛媛県人事委員会規則における押印及び署名を不要とするための手続の特例に関する規則（愛媛県人事委員会規則1—10）は、廃止する。

(職員団体の登録に関する規則の一部改正)

4 職員団体の登録に関する規則（愛媛県人事委員会規則13—18）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>様式第1号 (第2条、様式第5号関係)</p> <p>省略 (代表者役職氏名) _____</p> <p>省略</p> <p>注 省略</p>	<p>様式第1号 _____</p> <p>省略 (代表者役職氏名) 印</p> <p>省略</p> <p>注 省略</p>
<p>様式第2号 (第2条、第3条関係)</p> <p>省略 (役職氏名) _____</p> <p>別紙 省略</p>	<p>様式第2号 _____</p> <p>省略 (役職氏名) 印</p> <p>別紙 省略</p>
<p>様式第3号 (第2条関係)</p> <p>省略 (代表者役職氏名) _____</p>	<p>様式第3号 _____</p> <p>省略 (代表者役職氏名) 印</p>
<p>様式第4号 (第3条関係)</p> <p>省略 (代表者役職氏名) _____</p> <p>省略</p>	<p>様式第4号 _____</p> <p>省略 (代表者役職氏名) 印</p> <p>省略</p>
<p>様式第5号 (第3条関係)</p> <p>省略 (代表者役職氏名) _____</p> <p>省略</p> <p>注 省略</p>	<p>様式第5号 _____</p> <p>省略 (代表者役職氏名) 印</p> <p>省略</p> <p>注 省略</p>
<p>様式第6号 (第3条関係)</p> <p>省略 (代表者役職氏名) _____</p> <p>省略</p>	<p>様式第6号 _____</p> <p>省略 (代表者役職氏名) 印</p> <p>省略</p>

○愛媛県人事委員会規則7-1307

教育職員の特殊勤務手当等の支給等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和8年3月27日

愛媛県人事委員会委員長 安藤 潔

教育職員の特殊勤務手当等の支給等に関する規則の一部を改正する規則

教育職員の特殊勤務手当等の支給等に関する規則（愛媛県人事委員会規則7-62）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（教員特殊業務手当）</p> <p>第5条 条例第6条の3第1項に定める手当の額は、業務に従事した日1日につき、次に掲げる額とする。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>(5) 条例第6条の2第4号に規定する業務の場合は、次の区分による額</p> <p>ア 正規の勤務時間外に業務に従事した時間が引き続き<u>3時間</u>以上のときは、<u>3,900円</u></p> <p>イ 正規の勤務時間外に業務に従事した時間が引き続き2時間以上<u>3時間未満</u>のときは、<u>2,600円</u></p> <p>(6) 省略</p> <p>2 省略</p>	<p>（教員特殊業務手当）</p> <p>第5条 条例第6条の3第1項に定める手当の額は、業務に従事した日1日につき、次に掲げる額とする。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>(5) 条例第6条の2第4号に規定する業務の場合は、次の区分による額</p> <p>ア 正規の勤務時間外に業務に従事した時間が引き続き<u>4時間</u>以上のときは、<u>3,600円</u></p> <p>イ 正規の勤務時間外に業務に従事した時間が引き続き2時間以上<u>4時間未満</u>のときは、<u>1,800円</u></p> <p>(6) 省略</p> <p>2 省略</p>

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

○愛媛県人事委員会規則13-196

職員団体の登録の効力停止及び取消し並びに職員団体等の規約の認証の取消しに係る聴聞に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和8年3月27日

愛媛県人事委員会委員長 安藤 潔

職員団体の登録の効力停止及び取消し並びに職員団体等の規約の認証の取消しに係る聴聞に関する規則

職員団体の登録の効力停止及び取消し並びに職員団体等の規約の認証の取消しに係る聴聞に関する規則（愛媛県人事委員会規則13-115）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（聴聞の期日等の変更）</p> <p>第2条 人事委員会（以下「委員会」という。）は、登録の効力停止等又は規約の認証の取消しに係る聴聞につき行政手続法（平成5年法律第88号。以下「法」という。）第15条第1項の通知を受けた職員団体等（<u>同条第4項後段</u>の規定により当該通知が到達したものとみなされるものを含む。以下「職員団体等」という。）の申出により聴聞の期日を、職権により聴聞の期日及び場所を変更することができる。</p> <p>2・3 省略</p>	<p>（聴聞の期日等の変更）</p> <p>第2条 人事委員会（以下「委員会」という。）は、登録の効力停止等又は規約の認証の取消しに係る聴聞につき行政手続法（平成5年法律第88号。以下「法」という。）第15条第1項の通知を受けた職員団体等（<u>同条第3項後段</u>の規定により当該通知が到達したものとみなされるものを含む。以下「職員団体等」という。）の申出により聴聞の期日を、職権により聴聞の期日及び場所を変更することができる。</p> <p>2・3 省略</p>

附 則

この規則は、令和8年5月21日から施行する。